

平成 18 年 3 月 2 日

お取引先各位

日本ケイソウ土建材株式会社
東京都府中市白糸台 4-15-3
TEL : 042-363-7320

改正建築基準法に基づくシックハウス対策について

平成 15 年 7 月 1 日に施行された改正建築基準法に基づくシックハウス対策について、弊社珪藻土壁材<エコ・クィーン>製品の取扱いは下記のようになります。

記

珪藻土壁材<エコ・クィーン>内壁材の全製品は「告示対象外」製品です。

居室の内装仕上げや天井裏等に対する使用制限を受けませんので、確認申請では F☆☆☆☆等の表示をする必要はありません。

※ 添付の「告示対象外で規制を受けない建材の例とその扱い」において、「内装けい酸質系薄付け仕上塗材」に該当します。

以上

平成15年9月18日

国土交通省建築指導課

告示対象外で規制を受けない建材の例とその扱い

告示対象以外の建材については、ホルムアルデヒドの発散がほとんど認められないことから、居室の内装仕上げや天井裏等に、規制を受けることなく使用することができます。

- 金属類 : アルミ板、銅板、ステンレス板、珪瑯鉄板(PCM板、塩ビ鋼板、カラーアルミ等を含む)
- コンクリート類 : コンクリート、モルタル、コンクリートブロック
- 窯業建材 : ガラス、タイル、レンガ
- 天然石材 : 石材、大理石
- 無機系塗壁(水和硬化型・自己接着型) : 漆喰、プラスター
- 木材 : ムクの木材、縦継ぎ等面的に接着して板状に成型したものでないもの
- ボード類 : 木質系セメント板、パルプセメント板、石こうボード、ケイカル板、ロックウール吸音板、インシュレーションボード、ハードボード、火山性ガラス質複層板、竹製のフローリング(接着剤等は別途判断)
- 化粧材 : 印刷紙、オレフィンシート、突板、塩ビシート、高圧メラミン樹脂板
- 塗料 : 告示対象以外の塗料
 - セラックニス類、ニトロセルロースラッカー、ラッカー系シーラー
 - ラッカー系下地塗料、塩化ビニル樹脂ワニス、塩化ビニル樹脂エナメル
 - 塩化ビニル樹脂プライマー、アクリル樹脂ワニス、アクリル樹脂エナメル
 - アクリル樹脂プライマー、合成樹脂エマルジョンペイント及びシーラー
 - 合成樹脂エマルジョン模様塗料、合成樹脂エマルジョンパテ、家庭用屋内壁塗料
 - 建築用ポリウレタン樹脂塗料、つや有合成樹脂エマルジョンペイント
 - アクリル樹脂系非水分散樹脂塗料
 - オイルステイン、ピグメントステイン
- 接着剤 : 告示対象以外の接着剤
 - 酢酸ビニル樹脂系エマルジョン形接着剤、
 - ビニル共重合樹脂系エマルジョン形接着剤、ゴム系ラテックス形接着剤、
 - エポキシ変性合成ゴム系ラテックス形接着剤
 - 水生高分子ーイソシアネート系接着剤、 α -オレフィン樹脂系接着剤
 - エポキシ樹脂系接着剤、ウレタン樹脂系接着剤
 - 変成シリコーン樹脂系接着剤、シリル化ウレタン樹脂系接着剤
 - ホットメルト形接着剤
- 仕上塗材 : 告示対象外の仕上塗材
 - 内装セメント系薄付け仕上塗材
 - 内装消石灰・ドロマイトプラスター系薄付け仕上塗材

<エコ・クイーン>は
これにあたります。

内装けい酸質系薄付け仕上塗材、内装水溶性樹脂系薄付け仕上塗材

内装セメント系厚付け仕上塗材

内装消石灰・ドロマイトプラスター系厚付け仕上塗材

内装せっこう系厚付け仕上塗材、内装けい酸質系厚付け仕上塗材

ポリマーセメント系複層仕上塗材、可とう形ポリマーセメント系複層仕上塗材

防水形ポリマーセメント系複層仕上塗材、けい酸質系複層仕上塗材

反応硬化形成樹脂エマルション系複層仕上塗材

防水形反応硬化形成樹脂エマルション系複層仕上塗材

合成樹脂溶液形系複層仕上塗材、防水形成樹脂溶液系複層仕上塗材

ただし、これらを素板として二次加工した場合には、使用される接着剤等に応じて、規制対象となる場合がありますのでご注意ください。